

2002.10.31 原科幸彦

31日は東京におりませんので、パブリックコンサルテーションには出席出来ませんが、今日で終わらせないように願いたい。平日の昼間に開かれたのでは、なかなか出席できません。善処をお願いします。

●異議申立て受け期間

JBI Cの提案である、融資契約「調印後」の異議申立ての受付には明確に反対します。

融資契約の調印後では、契約の破棄は実質的に不可能でしょう。あるいは極めて困難です。契約前に問題に対する対応をしなければなりません。適切な対応を可能とするためには、遅くとも契約予定の数ヶ月前には、異議申立てを受けなければなりません。

具体的にはレビュー結果を公表させ、これに対する異議申立ての受付を開始し、数ヶ月の期間において契約を行う。この数ヶ月とは、最低2ヶ月ほどは必要でしょう。

非公式の申し立てに対する対応は、「意味ある応答」がなされる「意味ある参加」でなければなりません。しかし、非公式の申し立てに対して対応するから、融資契約「調印後」の異議申立てが良いということにはなりません。

融資契約「調印前」の異議申立てが必須条件です。ただし、そのタイミングは、スクリーニング結果の公表後か、レビュー終了後、その結果を公表する時点かになります。

●環境審査役は3名

また、レビューを行う環境審査役の人数は、JBI C案の2人でなく3人は必須条件です。審査においては、判断が賛否双方に意見が分かれる場合がありますから、これを考えて通常奇数にします。複数で最小の奇数である3名というのは、このようなシステムとしての要件です。

このために必要な追加人件費は、JBI Cの年間融資額、2兆円の10万分の1ほどでしかありません。年間2兆円もの融資は世界銀行をしのぐ巨額です。これはJBI Cの融資判断は国際的な影響力が大きく、国民に対する説明責任とともに、世界に対する大きな責任のあることを意味します。

環境配慮はJBI Cの融資リスクを減らすための必須条件であり、リスクマネジメントの重要性については、新環境ガイドラインにも明示してあります。ガイドライン遵守がされないために生じる損失は、何十億円、何百億円というオーダーになります。審査役を1名増やすことによる追加費用とは比較になりません。リスク管理が必要です。

このような大きな損失が生じれば、適切な審査体制を組まなかったことによる経営者の責任が、国民から問われることになります。国際NGOの力は無視できません。